

平成27年 7月 22日
九州地方整備局

**H28-31 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)
に関する意見募集結果と今後の主な予定について**

記者発表資料

H28-31 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）について、平成27年5月15日から5月29日にかけてご意見の募集を行ったところ、32件のご意見が寄せられました。

このたび、みなさまからお寄せ頂きましたご意見とこれに対する回答についてとりまとめを行いましたので、ご報告するとともに、今後の主な予定についてお知らせを致します。

【担当・問い合わせ先】

● 国土交通省 九州地方整備局 建政部

都市・住宅整備課長 ゆりくさ まひと 百合草 真人（内線 6161）

建設専門官 さえき やすお 佐伯 康夫（内線 6115）

代表電話 092-471-6331

H28-31 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案) に関する意見募集結果と今後の主な予定について

1. 意見募集結果について

国営海の中道海浜公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施することとされております。このたび、運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成27年5月15日（金）から平成27年5月29日（金）までご意見を募集いたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html> をご参照下さい。

2. 今後の主な予定

平成27年7月下旬	運営維持管理業務 募集開始
平成27年11月下旬	運営維持管理業務 事業者決定

3. 意見募集結果の公表に関する問い合わせ先

国土交通省 建政部 都市・住宅整備課長 百合草 真人
建設専門官 佐伯 康夫
電話番号：092-471-6331（代表）

※意見募集結果の公表に関するお問い合わせは、9時15分から18時00分（土曜日、日曜日、祝日を除く）までの間に受け付けております。

「国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

ご意見		国営海の中道海浜公園回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
1	実施要項(案) 24~26ページ 3.3 配置予定者の業務実績等に関する要件(表8)	<p>○同種業務の経験の欄の「ア)延べ2年以上の総括責任者の経験、イ)延べ3年以上の業務経験者の経験、エ)延べ2年以上の業務責任者の経験、オ)延べ3年以上の業務経験」 ○類似業務の経験の欄の「ア)延べ3年以上の総括責任者の経験、イ)延べ4年以上の業務経験者の経験、エ)延べ3年以上の業務責任者の経験、オ)延べ4年以上の業務経験」</p> <p>(意見) ○公園管理運営士有資格者に対する経験年数の要件緩和 配置予定者の業務実績等に関する要件の設定において、公園管理運営士の有資格者に対して、同種業務及び類似業務の必要経験年数を1年間短縮できるようにしていただきたい。</p> <p>(意見の理由) 「公園管理運営士」は都市公園の管理運営に関する一定水準の知識、技術、能力を持つ人材を認定する唯一の総合的な公園管理の資格制度で、認定資格制度としては確立されたものです。現在、インフラメンテナンス分野における民間資格の積極的活用が求められており、地方公共団体における都市公園指定管理業務の公募等では活用事例も増加しています。国営公園の運営維持管理業務の民間競争入札業務においても是非とも積極的に活用していただきたい。</p>	<p>技術士法に基づく技術士についてのみ、経験年数の要件を緩和することとしています。</p>
2	別紙資料(案) ①実施要項(案)19ページ 3.1. 入札参加資格について j) ②別紙資料 654ページ 様式1-10 入札参加事業者等確認書[別添]誓約書	<p>(意見) 民間競争入札実施要項(案)では、入札参加資格について、「j)国営海の中道海浜公園事務所で実施した「平成22年度園内防災検討外資料作成業務」「平成23年度公園施設整備・管理方針策定業務」「森の池エリア維持管理・運営計画策定外業務報告書(平成26年2月)」に参加している者及び当該業務の監理技術・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。」とあります。一方、様式1-10入札参加事業者等確認書[別添]誓約書では、「4 国営海の中道海浜公園事務所で実施した平成22年度園内防災検討外資料作成業務及び平成23年度公園施設整備・管理方針策定業務の受託者でないこと。」となっています。上述のとおり、入札実施要項と誓約書で入札参加資格が異なっていますが、統一すべきと考えます。</p> <p>(意見に対する理由) 入札参加資格については、競争の公平性、透明性の確保の観点からも統一すべきと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、実施要項(案)P19の3.1.j)及び別紙資料654ページの様式1-10誓約書の4については、削除いたします。</p>
3	別紙資料(案) ①実施要項(案) 24~27ページ 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件(表8) ②別紙資料 631ページ 提出様式1-5-1業務実施体制(実施要項で定める業務責任者)	<p>(意見) ＜業務責任者の変更要件の緩和＞ 総括責任者及び業務責任者の変更についての対象となる事情を「病気・死亡等」と例示していますが、「当初の者と同等以上」と確認できれば、広く柔軟な運用としていただきたい。特に、本人の病気だけでなく、親族等の病気・介護等の関係で業務を遂行できなくなる場合等についても認めていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 変更対象となる「病気・死亡等」については、本人の病気で業務遂行が困難であるとの医師の診断書がある場合など限定的に運用されている事例があります。急遽扶養親族の介護等の必要性に迫られ総括責任者や業務責任者の遂行が困難となっても、厳しい運用をされると変更対象として認められない恐れがあります。この場合には、退職せざるを得なくなり、経済的にも立ちいかなくなるなど従業員の職場の確保の観点からも問題となります。また、3年10ヶ月の業務期間において、業務責任者まで変更しがたい状況では、公園管理に関わる人材育成という観点からも有益でないと考えます。</p>	<p>総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者の変更については、原則として「病気・死亡等」に限定されます。やむを得ない理由により総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更することについては、都度協議が必要です。</p>
4	実施要項(案) 8~10ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質(福岡県外からの利用者の割合、利用者満足度の確保、公園特性を生かした植物管理)	<p>(意見) ＜標準誤差を考慮したアンケート結果の判断＞ 包括的な質の達成状況をアンケート調査等の数値を基に評価する場合は、実施した調査に応じた標準誤差を考慮して評価すべきです。</p> <p>(意見に対する理由) 利用者満足度の確保などの目標数値の設定及び評価に関するモニタリング調査(アンケート調査)は標本調査であることから、統計理論に基づいて誤差を前提に評価すべきです。仮に、包括的な質の目標値が50%で、達成状況をサンプル数が2000のアンケート調査で評価して達成数値(推定値)が49%となったとします。この場合の標準誤差は±1%(±0.0112)となり、統計理論上は誤差が約48~50%の範囲で生じることから、必ずしも達成していないとは言いきれません。標準誤差を考慮して包括的な質の設定を行うか、または、この様な場合は概ね達成していると評価すべきです。</p>	<p>包括的な質の設定については、過去の実施結果を踏まえ、複数の評価項目を設定するとともに、アンケートの結果が統計的に適切なものとなるよう、サンプル数の確保等に務めています。</p>
5	実施要項(案) 8~10ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質(情報発信)	<p>(意見) ＜インターネット記事のカウントについて＞ マスコミ報道件数のカウント方法について、※7で「ホームページ等インターネット記事掲載は除く」と記載されていますが、一般社団法人日本新聞協会加盟等の主要ニュースサイトへの記事掲載については、カウントに含めていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 現在のマスコミ、報道を取り巻く状況としては、インターネットを活用した情報発信が即効性、拡散性があり、その重要性が増してきています。包括的な質としてカウントに加えることにより、その重要性に対する認識が一層高まり、公園の質の向上につながると考えます。</p>	<p>インターネット記事については、同一の記事が複数のホームページに掲載されることが多く、算定対象とする範囲など計測方法に課題があることから除外しています。</p>
6	別紙資料(案) ①実施要項(案)44ページ 業務評価について ②別紙資料 626ページ (別紙47) 業務評価	<p>(意見) ＜業務評価について＞ 業務評価における加点評価について、「不可」の場合の減点要件が定められていますが、「優」や「良」の場合の加点要件も定めるべきです。また、3箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時に15点減点と記載されていますが、その対象者を、共同体およびその構成員(個別事業者)と明示していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 達成すべき質の最低水準のクリアを条件とする本業務にあって、業務評価の加点要件を定めてインセンティブとすることで、受託者がより高度な運営維持管理を目指すモチベーションとなり、公園の質の向上につながると考えます。また、共同体の場合、評価対象が当該共同体のみなのか、構成員各社も対象となるのかが不明です。次回公募時に一部構成員が当該共同体から離脱する場合や、当該共同体で応募せずに構成していた各社が別々に参加するケースも想定されます。</p>	<p>新規事業者の参入促進の観点から、「優・良」評価時の加点を定めておりません。また、次回入札時の減点対象は、3年評価を「不可」と評定した事由と当該構成員の業務分担との関係により判断することとなります。</p>

「国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

NO		要項案における該当箇所	ご意見	ご意見	国営海の中道海浜公園回答
7	別紙資料	別紙資料 671ページ 企画書の提案に関する 注意事項等	(意見) <企画書の提案に関する注意事項等について> 注意事項14に、「企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容(法人名、個人名など)がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加算対象としない」とありますが、申請者(当法人や当法人関連グループ)以外の連携して事業を行う協力者(法人やNPO、グループなど)などの記載は、評価の対象とすべきです。 (意見に対する理由) 提案書様式には「実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。」ことが求められています。事業の実現性、具体性を表現する手段として、連携団体名称の記載は必要と考えます。		個別法人や個別グループ等が特定できる内容を評価することは、公正な評価を行う上で支障となる場合があることから、評価の対象としないこととしています。
8	別紙資料	別紙資料 155ページ (別紙12) 収益施設等 管理運営規定書(案) (16ページ) ■施設使用料(現時点 の目安)	(意見) 施設使用料は「一式約40,000千円/年」と示されていますが、公園施設毎の使用料を示すべきではないでしょうか。 (意見に対する理由) 収益事業の実施にあたっては、施設毎の収益性を考慮しながら公園全体の収益事業計画を策定していくため、施設毎の使用料は重要であると考えます。		別紙資料155ページの【施設使用料の定めがある施設】毎の施設使用料については、落札予定者の決定後にお示しいたします。
9	別紙資料	別紙資料 89ページ (別紙8) 個別仕様書 (案)企画運営管理(14 ページ) 第4章 繁忙日対応 第 48条 エリア間連絡バス の運行	(意見) 「エリア間連絡バスの運行」については、前回(H25-27業務)では示されていませんでしたが、今回(運営維持管理業務)、新たな業務として、費用が計上されるという理解でよいでしょうか。 (意見に対する理由) 業務に掛かる費用の算出にあたり、必要であると考えます。		エリア間連絡バスの運行に係る費用については、今回業務において計上しております。
10	別紙資料	別紙資料 142～143 ページ及び155ページ (別紙12) 収益施設等 管理運営規定書(案) 第1条 履行場所及び履 行期限(3～4ページ) 第15条 国有財産の施 設使用料(16ページ)	(意見) 第1条の「■対象となる収益施設」に示されている施設と、第15条「【施設使用料の定めがある施設】」で示されている施設が異なりますが、どちらが正しいのでしょうか。特に以下の施設の取り扱いが不明です。 3.飲食物販施設…プール売店A～C 6.自動販売機 …動物の餌 8.園内交通 …園内交通車両、停留所 (意見に対する理由) 収支を踏まえた運営方法の検討と、裁量施設の運営内容の判断に必要であると考えます。		別紙資料139ページからの別紙12収益施設等管理運営規定書(案)の第1条で示している「対象となる収益施設」については、本業務における収益施設運営業務の対象となる施設の一覧です。一方、第15条に記載の施設は、施設使用料の発生する施設を示しているものです。なお、プール内売店については、サンシャインプールの施設使用料に含まれています。第1条の表の6①動物の餌については、削除します。
11	別紙資料	別紙資料 162ページ (別紙12) 収益施設等 管理運営規定書(案) (23ページ) 第28条 業務実施体制 (第5項及び第6項)	(意見) 第5項では「収益施設等管理運営業務責任者若しくはその補助者(業務に精通した者を補助者として定め)1名以上が勤務する体制」と示されていますが、第6項では「収益施設等管理運営業務責任者とは別に、その満たしていない方の要件を満たす者を「業務責任者を補佐する者」として配置」と示されています。「補佐する者」を配置した場合は、「業務責任者」、「補佐する者」、「その補助者」の中で1名以上が勤務する体制でよいのでしょうか。 (意見に対する理由) 人員体制や収支を踏まえた施設の運営判断の検討に必要であると考えます。		①第28条第5項「収益施設等管理運営業務責任者若しくはその補助者(業務に精通した者を補助者として定め)1名以上が勤務する体制」の要件を満たすため、②第28条第6項に基づく「収益施設等管理運営業務責任者とは別に、その満たしていない方の要件を満たす者を「業務責任者を補佐する者」として配置する」場合には、実施要項P24の表8の(ア)、イ)の各々について1名以上が勤務する体制が必要となります。
12	別紙資料	別紙資料 228ページ (別紙12) 収益施設等 管理運営規定書(案) (89ページ) 第105条 施設の運営に ついて	(意見) 「園内交通施設」について、現行ルートとは別のルートを提案した場合、提案ルート外となり使用しない既存の停留所のベンチや屋根などについて、施設等運営者が移設又は撤去などを行う必要があるのでしょうか。 (意見に対する理由) 既存の停留所の構造物の移設又は撤去に掛かる費用が膨大になることが予想されるため、その負担範囲を把握した上での検討が必要であると考えます。		園内移動施設の停留所のベンチや屋根については、国有財産の施設であるため、撤去の必要が生じた場合には九州地方整備局と協議することとなりますが、公園利用者の利便性向上を目的とした移設を計画する場合には施設等運営者の負担により行うものとします。なお、新たに停留所を設置した場所にベンチや屋根を施設等運営者の負担により設置することは妨げません。
13	別紙資料	別紙資料 152～155 ページ (別紙9) 収益施設等管理 運営規定書 第1章 総則 第11条 九州地方整備 局と施設等運営者の責 任分担 第15条 国有財産の施 設使用料	(意見) <長期閉園時の収益施設の使用料> 自然災害等の事業者の責任に帰さない理由による長期閉園を余儀なくされた場合においては、収益施設の使用料は、免除等考慮されることを仕様書等に明記していただきたいです。 (意見に対する理由) 自然災害等事業者の責任に帰さない理由により長期に公園が閉鎖された場合は、収益施設の稼働は事実上不可能なため。 国営常陸海浜公園では、「風水害その他の事業者の責に帰することができない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、関東地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。」と明記されています。		ご意見のとおり、「なお、風水害その他の事業者の責に帰することが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、九州地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。」を追記します。
14	実施要項(案)	実施要項(案) 1ページ	(意見) 対象施設の説明にある“平成28年度中にB地区博多湾パノラマ広場を追加共用”とありますが、どのようなコンセプトの施設なのでしょう？		B地区博多湾パノラマ広場は、博多湾の眺望を最大の魅力として活かし、多様な周辺空間をつなぐことにより、B地区全体の利用ポテンシャルを広げることをコンセプトとした多目的芝生広場です。

「国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

ご意見		ご意見	国営海の中道海浜公園回答
NO	要項案における該当箇所		
15	別紙資料 別紙資料155ページ (別紙12)収益施設等 管理運営規定書(案)16 ページ	(意見) 第15条の「国有財産の施設使用料」の説明で、収益施設一式での施設使用料約40,000千円と なっていますが、下表【施設使用料の定めがある施設】に記載されている施設ごとに細分化さ れているのでしょうか。	施設使用料については、施設毎に算出したもの を積算しております。
16	別紙資料 別紙資料205ページ (別紙12)収益施設等 管理運営規定書(案)66 ページ	(意見) 第57条の“プール運営施設対象”として「機械棟、植栽地等の付帯施設含む」とありますが、植 栽の維持・管理作業も施設等運営者の対象業務になるということでしょうか？	サンシャインプールエリア内におけるプール運営 に係る植栽地の管理については、施設等運営者 が行うこととなります。
17	別紙資料 別紙資料208ページ (別紙12)収益施設等 管理運営規定書(案)69 ページ	(意見) 第63条6-2)-④に、プール営業開始前の清掃業務として“プールエリア内の草刈及びゴミ拾い”とあり ますが、施設等運営者の対象業務になるということでしょうか？	ご理解のとおりです。
18	別紙資料 別紙資料214ページ (別紙12)収益施設等 管理運営規定書(案)75 ページ	(意見) 第69条1-1)～4)、水温・気温低下によるプール営業休止の判断が“午前9時の段階”となってい ますが、お客様への告知等をスムーズかつ速やかに行うためには、“午前7時”の設定が妥当 ではないでしょうか。また、“午後1時の時点で再度判断”という意図は、午後1時以降の営業開 始を加味する、ということでしょうか？	プール営業休止の判断する時刻を管理等運営者 が変更したい場合には、九州地方整備局と協議 するものとします。また、午後1時の時点で再度 判断については、ご理解のとおりです。
19	別紙資料 別紙資料214ページ (別紙12)収益施設等 管理運営規定書(案)75 ページ	(意見) 第69条1-5)、台風時のプール営業休止の判断を“午前7時における気象情報において”となっ ていますが、お客様への告知等をスムーズかつ速やかに行うためには、台風等状況によっては 前日夕刻での休止判断も考慮してよいのではないかと考えられます。	プール営業休止の判断する時刻を管理等運営者 が変更したい場合には、九州地方整備局と協議 するものとします。
20	別紙資料 別紙資料220ページ (別紙12)収益施設等 管理運営規定書(案)81 ページ	(意見) 第76条6、自動販売機の外観について、“白色”で統一とありますが、プールに関しては営業期間 が短いため、自動販売機の納入業者全てが対応を図るのは難しいのではないかと考えられま す。	ご意見のとおり、別紙12の収益施設等管理運営 規定書(案)の第76条第6項についてはプールエ リアを除くこととします。
21	別紙資料 別紙資料221ページ (別紙12)収益施設等 管理運営規定書(案)82 ページ	(意見) 第80条6、自動販売機の防犯対策として“監視カメラ設置”や“防犯シャッター”等対策の旨記載があ りますが、プールにおいては営業期間が短いこともあり、プール施設を囲む全ゲートの施錠をもって 防犯とする認識で認められないでしょうか。	ご意見のとおり、別紙12の収益施設等管理運営 規定書(案)の第80条第6条についてはプールエ リアを除くこととします。
22	別紙資料 別紙資料222ページ (別紙12)収益施設等 管理運営規定書(案)83 ページ	(意見) 第84、運営の協議のなかで、“運営日時の設定は小型遊戯施設を一括として取り扱う”とあり ますが、遊休スペースを利用した期間限定の小型遊戯施設設置は特例で認めていただけの のでしょうか。	ここでいう「小型遊戯施設」とは、別紙12第83条の 運営対象施設一覧にある施設であり、これら以外 の施設を小型遊戯施設以外のスペースにおいて 自主事業として運営したい場合には、別途協議 の上で自主事業計画書を提出することができます。
23	実施 要項 (案) 実施要項(案)1ページ 1.1.1.対象施設の概要 (1)対象施設	(意見) 平成28年度中にパノラマ広場を追加共用する予定とあるが、場所及び内容を明示して欲しい (意見に対する理由) 追加共用部の維持管理費等を今回の提案から除くのか否かで算出に影響する	B地区博多湾パノラマ広場は、別紙資料1ページ の運営維持管理業務範囲図に示すデイキャンプ 場の東側に隣接する約5haのエリアです。図面に 追記いたします。博多湾の眺望を最大の魅力と して活かし、多様な周辺空間をつなぐことにより、B 地区全体の利用ポテンシャルをひろげること をコンセプトとした多目的芝生広場です。

「国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

NO		要項案における該当箇所	ご意見	ご意見	国営海の中道海浜公園回答
24	実施要項(案)	実施要項(案)8ページ 1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質:公園 利用者数の確保	(意見) パークエリアの福岡県外からの利用者の割合については削除できませんか(アンケートは実施するが、参考利用) (意見に対する理由) アンケートに基づく算定方法では、アンケート当日の阻害要因によっては大きく変動すること想定され、正確な利用率が出ない恐れがある。 また、福岡市を中心とした福岡県内利用者数が増加するほど、県外率は低下するから実態と合わなくなる恐れがある。		本公園は北部九州地方の広域的レクリエーション需要に対応する方針のもと設置されたものであり、福岡県外からの利用者については重要な事項であることから、実施要項のとおりとします。
25	実施要項(案)	実施要項(案)8ページ 1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質:公園 利用者数の確保	(意見) マリンワールドがPFIに伴う工事のため閉館する予定が考えられるが、その影響を考慮してほしい。		海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業における具体的な改修工事等のスケジュールは現在未定であり、その影響の予測は困難です。 本業務において実際に影響が生じた場合には協議のうえ対応することとします。
26	実施要項(案)	実施要項(案)27ページ 実施体制表中 4.なお、病気・死亡等	(意見) 等とは業務上の異動や介護事情の発生を含めると理解してよろしいですか (意見に対する理由) 3年10ヶ月の間の人事異動ができなくなる恐れがある		総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者の変更については、原則として「病気・死亡」に限定されます。やむを得ない理由により総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更することについては、都度協議が必要です。
27	別紙資料	別紙資料1ページ (別紙1)業務範囲図	(意見) 追加共用予定のパノラマ広場のエリアが不明		B地区博多湾パノラマ広場は、別紙資料1ページの運営維持管理業務範囲図に示すデイキャンプ場の東側に隣接する約5haのエリアです。図面に追記いたします。
28	別紙資料	別紙資料61ページ 第33条2項 契約金額 について九州地方整備 局の承諾を受ける	(意見) 承諾を報告に変更できないでしょうか (意見に対する理由) 契約締結後なので報告でいいものと思われる		別紙資料61ページ 第33条2項に記載している「国土交通本省委託契約取扱要領」とおり承諾を受けるものとします。
29	別紙資料	別紙資料83ページ 第26条 2	(意見) ホームページによる情報発信において、ユニバーサルデザインを考慮した内容の充実とあるが、HPのソフトのこことか、観念的なことか、曖昧なので補足いただきたい		本公園ではユニバーサルデザインに積極的に取り組んでおり、ホームページによる情報発信においても、発信内容や発信方法についてもユニバーサルデザインを考慮して発信して頂きたいと考えております。
30	別紙資料	別紙資料652ページ 提出書類 住民票の写し⑧ 登記事項証明書⑫	(意見) 親会社の役員の住民票の写しと登記事項証明書の提出が求められていますが、親会社が100%国支出の法人(特殊会社)の場合でも提出する必要がありますか (意見に対する理由) 親会社の役員の任命や事業計画は国土交通大臣の認可事項になっており、改めて提出の必要はないものと思われる		特殊会社についても提出いただく必要があります。
31	別紙資料	別紙資料658ページ 提出様式2-2-1 以下同様例あり	(意見) 表中、4年目が脱落しています		表を追加します。(別紙資料658ページ、659ページ、660ページ、662ページ、663ページ)
32	別紙資料	別紙資料665ページ 提出様式2-2-8	(意見) ※企画提案項目1. ~2、3のみ記述内容の指示があるが、4、5は自由と考えてよろしいですか		提出様式2-2-8(公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案)について、様式において指示した3点を越える提案項目がある場合は、最大5項目まで記述が可能であり、その場合特に内容に制限はありません。